地方自治法の一部を改正する法律要綱

第一 指定都市制度の見直しに関する事項

一区の事務所の分掌事務

区 \mathcal{O} 事 務 所 が 分掌 する事務については、 条例で定めるものとすること。 (第二百五十二条の二十第二

項関係)

二 総合区制度

1 指 定 都 市 は、 その 行 政 の円 滑な運営を確 保 す るため必要が あると認 めるときは、 市 長 \mathcal{O} 権 限 に 属 す

る事 務 のうち特 定 0) 区 \mathcal{O} 区域 内に関するも のを総合区長 に執行させるため、 条 例 で、 当 該 区 に代 えて

すること。 総合区を設け、 (第二百五十二条の二十の二第一項関係 総合区 \mathcal{O} 事 務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くことができるも

2 総 合区 の事務所又はその出張所の位置、 名称及び所管区域並びに総合区の事務所が分掌する事務は

条例でこれを定めなければならない ものとすること。 (第二百五十二条の二十 の二第二項 関 係

3 総合区にその事務所の長として総合区長を置くものとし、 総合区長は、 市長が 議会の同意を得てこ

のと

れ を選任するものとすること。 (第二百五十二条の二十の二第三項及び第四項関係

4 総合区長の任期は、四年とするものとすること。ただし、 市長は、 任期中においてもこれを解職す

ることができるものとすること。 (第二百五十二条の二十の二第五項関係)

5 総合区 一長は、 総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、 法律若しくはこれに基づく政令

又は 条例により総合区 .長が執行することとされた事 務及び市長の権限に属する事務のうち主として総

合区 . (7) 区 域 内に関 するも ので次に掲げるものを執行 Ļ これ 5 O事 務 \mathcal{O} 執 行に うい て当該指 定都 市 を

代 表するものとすること。 (第二百五 十二条の二十の二第八項 関 係

ア 総合区の区域に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域 のまちづくりを推進する事務

法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。)

1 総合区の区域に住所を有する者相互間の交流を促進するための事務 (法律若しくはこれに基づく

政 (令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。)

ウ

る役務に関する事務 社会福品 祉 及び保健衛生に関する事務のうち総合区の区域に住所を有する者に対して直接提供され (法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされた

工 アからウまでに掲げるもののほか、主として総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの

6 総合区長は、 総合区の事務所又はその出張所の職員を任免するものとすること。 ただし、 指定都市

いては、

あらかじめ、

市長の同意を得なければならな

 \mathcal{O}

規則で定める主要な職員を任免する場合にお

1 ものとすること。 (第二百五十二条の二十の二第九項関係

7 総 合 区長は、 歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事 務に係る部分に関し必要があると認めると

きは、 市長に対 し意見を述べることができるものとすること。 (第二百五十二条の二十の二第十項関

係

8 総合区 .の区域内において選挙権を有する者は、その代表者から、 市長に対し、 総合区長の解職の請

求をすることができるものとすること。 (第八十六条第一項関係)

9 その他総合区及び総合区長に関する規定を設けること。 (第二百五十二条の二十の二第六項、 第七

項及び第十一項から第十四項まで関係

第二 指定都市都道府県調整会議 の設置に関する事項

指定都 市 都道府県調 整会 議

1 指 定 都 市及び当該指定都市を包括する都道府県 (以下「包括都道府県」という。) は、 指定都 市及

 \mathcal{O} とすること。 (第二百 第一

び

包括

都

道

府県

 \mathcal{O}

事

務

の処理について必要な協

議を行うため、

指定都市

都道

府県調

整会議

を設けるも

五十二条の二十一の二 項 翼 係

2 指 定 都 市 都道· 府 県調 整会議 は、 指 定 都 市 \mathcal{O} 市 長 及び包括 ,都道· 府県 0 知事 をもって構 成するも のとし

指

定

都

市

 \mathcal{O}

市

長

及び

包

括

都

道

府

県

 \mathcal{O}

知

事

は

必

要と認

 \otimes

るときは

協

議

L

て、

指

定

都

市

 \mathcal{O}

議

会

の代

表者、 包 括 都 道 府 県 \mathcal{O} 議 会 \mathcal{O} 代 表 者 等 を 構 成 員 として加えることができるも のとすること。

五. 十二条 の 二 十 の 二 第二項 及 Ű 第三 項 関 係

3 指 定 都 市 の市 長又は包括 都道 府 県 \mathcal{O} 知 事 は、 第二条第六項又は第十 匹 項 \mathcal{O} 規定 0 趣旨を達成するた

 \Diamond 必 要が あると認めるときは、 指定 都 市 (T) 市 長に あっては包括都道 府 県の 事 ,務に 関 L 当 該 包 括都 道 府

県 \mathcal{O} 知 事 に 対 して、 包括都道 で府県の 知 事 12 . あ っては指定都 市 \mathcal{O} 事務 12 関 し当 該指定都 市 \mathcal{O} 市 長に 対

て、 指 定 都市 都 道 府 温泉調 整会議 にお 1 7 協議 を行うことを求めることができるもの とし、 求 めを受け

た指 定 都 市の市 長又は包括 都 道 府県 \mathcal{O} 知 事 は、 当該 求めに係る協議に応じなけ 'n ばならな 1 ものとす

ること。(第二百五十二条の二十一の二第五項及び第六項関係)

一 指定都市と包括都道府県の間の協議に係る勧告

1 指定都 市の市長又は包括都道 府県 \mathcal{O} 知 事 は、 一の3による求めに係る協議を調えるため必要がある

と認めるときは、 総務大臣に対し、 文書で、 当該指定都市 及び包括都道府県 の事 務 \mathcal{O} 処理 に 関し 当 該

協議を調 えるため 必要な勧告を行うことを求めることができるものとすること。 (第二百 五十二条 \mathcal{O}

二十一の三第一項関係)

2 総 務大臣 は、 1 に よる勧 告 \mathcal{O} 求 \Diamond (以 下 勧告の 求め」 という。) が あった場合にお 7 ては、 これ

を 国 0 関 係 行政 機 関 \mathcal{O} 長に通 知するとともに、 指定 都 市 都 道 府 県勧告 調 整委員を任 命 Ļ 当 該 勧 告 \mathcal{O}

求 小めに係る る総務大臣 .の勧告について意見を求めなければならないものとすること。 (第二百五十二条

の二十一の三第五項関係)

3 2により通知を受けた国 の関係行政機関 の長は、 総務大臣に対し、 文書で、 当該勧告の求めに . つ い

て意見を申 し出ることができるものとし、 総務大臣は、 意見の申出 が あったときは、 当該 意見を指 定

都市都道府県勧告調整委員に 通知するものとすること。 (第二百五十二条の二十一の三第六項及び第

七項関係)

4 総務大臣は、 指定都市都道府県勧告調整委員から意見が述べられたときは、 遅滞なく、 指定都市の

市長及び包括都道府県の知事に対し、 第二条第六項又は第十四項の 規定の趣旨を達成するため必要な

勧告をするとともに、 当該勧告の内容を国の 関係行政機関 の長に通 知 し、 か つ、 これを公表しなけれ

ばならないものとすること。 (第二百五十二条の二十一の三第八項関係)

三 指定都市都道府県勧告調整委員

1 指 定 都 市 都道· 府 県勧 告 調 整委員は、 二の2による総務大臣 からの意見の 求めに応じ、 総務大臣 · に対

勧告 0) 求 めが あっ た事項に関して意見を述べるものとすること。 (第二百五十二条の二十一の 兀

第一項関係)

2 指定都 市都道府県勧告調整委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、 総

務大臣がそれぞれ任命するものとすること。 (第二百五十二条の二十一の四第二項関: 係

3 その 他 指定都 市 都道府県勧告調整委員に関する規定を設けること。 (第二百五十二条の二十一の四

第三項から第六項まで関係)

第三 中核市制度と特例市制度の統合に関する事項

中核市 の指定の要件を人口二十万以上とするものとすること。 (第二百五十二条の二十二第一項関係

_

特例: 市 に関する規定を削除すること。 (旧第二編第十二章第三節関係)

第四 連携協約制度等の創設に関する事項

一連携協約制度

1 普 通 地 方 公共 寸 位は、 当該 验普通地-方公共団 体 及び 他 の普 通 地 方公共 寸 体 の区 域 べにおい け る当 該 普 通 地

方公共団]体及び 当 該 他 \mathcal{O} 普通 地 方公共団体 \mathcal{O} 事 務の 処 理 に当たって の当該 他 \mathcal{O} 普 通 地 方 公 共 寸 体 کے \mathcal{O}

連 建携を図 るため、 協議に、 より、 当該: 普 通 地方公共団体及び当該他 の 普 通 地方公共団 体が 連 携 L 7 事 務

を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約 (以下「連携協約」 という。 を当

該他 の普通地方公共団体と締結することができるものとすること。 (新第二百五十二条の二第 項 関

係)

2 連携 協約を締結した普通 地方公共団体は、 当該連携協約に基づいて、 当該連携協約を締 結し た他の

普 たすため必要な措置を執るようにしなければならないものとすること。 通 地方公共団体と連携して事務を処理するに当たって当該普通地方公共団体が分担すべき役割を果 (新第二百五十二条の二第六

3 連 携協 約 を締 結した普通 地方公共団 体相 互. の 間 に に連携協: 約に係る紛争が あるときは、 当事 者で ある

項関

係

道 普 府 通 県 地 方 知 公 事 4共団: に 対 体 Ĺ は、 文 八書に 都 道 ょ 府 り、 県が 3当事: 自 治 紛 者となる 争処 理 紛争に 委員 E よる当該 あ 0 て は 紛争 総務. 大 を処 臣、 理 そ す るため \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 紛 \mathcal{O} 方策 争 12 あ 以 0 7 は 処 都

条 の <u>-</u> 第 七 項 関 係 理

方策」

とい

う。

 \mathcal{O}

提

示

を求め

る旨

 \mathcal{O}

申

請をすることができるものとすること。

(新

第

百

Ŧī.

十 二

4 提 示を求 総 務 大臣又は める旨 の申請が 都道府県知事 あったときは、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処 は、 3により普通地方公共団体 いら自然 治紛争処理委員による処 理 委員 理方 で任命 策 \mathcal{O}

処 理方策を定めさせなけ ればならないものとすること。 (第二百五十一 条の三の二第 項 関 係

とともに、 自 治 紛 争処理委員は、 その旨及び当該 処理方策を定めたときは、 処理方策を総務大臣又は これを当事者であ 都道府県知事に通知し、 いる普通: か 地 つ、 方公共団 これらを公表 体 に 提 示 しな する

5

ければならないものとすること。 (第二百五十一条の三の二第三項関係)

6 5により処理方策の提示を受けたときは、当事者である普通地方公共団体は、これを尊重して必要

な措置を執るようにしなければならないものとすること。 (第二百五十一条の三の二第六項関係

二 事務の代替執行制度

1 普 通 地 方公共 寸 一体は、 他 の普通地方公共団体の求めに応じて、 協議 により規約を定め、 当 該 他 · の 普

通地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 事 務 \mathcal{O} 部 を、 当 該 他 \mathcal{O} 普 通 地 方公共団 体又は当該 他 \mathcal{O} 普 通 地 方 公共 団 体 \mathcal{O} 長若

< は 同 種 \mathcal{O} 委員 会若しく は · 委員 0) 名に お いく て管 理し及び執行することができるものとすること。 (第

二百五十二条の十六の二第一項関係)

2 普通 地方公共団体が 他 の普 通 地方公共団体又は 他の普通 地方公共団体の長若 しくは同 種 の委員会若

しくは委員の名において管理し及び執行した事務の管理及び執行は、 当該他 · の 普 通 地方公共団体 の長

又は同じ 種 の委員会若しくは委員が管理し及び執行したものとしての効力を有するものとすること。

第二百五十二条の十六の四関係)

第五 認可地 縁団体が所有する不動 産に係る登記の特例に関する事項

認 可 地 縁 寸 体が 所 有する不動 産 で あ 0 7 表 題 部 所 有 者 又 は 所有権 の登 記 名義 人の 全てが当該 認 可 地 縁

+ 年 以 上 所 有 \mathcal{O} 意 思を ŧ 0 7 平 . 穏 か 0 公然と占有され て 1 る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 に 0 1 て、 当 該 不 動 産 \mathcal{O} 寸

体

 \mathcal{O}

構

成

員

又は

カン

つて当

該

認

可

地

縁

寸

体

 \mathcal{O}

構

成

員

で

あ

0

た者

で

あ

る

ŧ

 \mathcal{O}

当

該

認

可

地

縁

寸

体

に

ょ

0

て

人

表 題 部 所 有 者若し、 < は 所 有 権 \mathcal{O} 登 記 名 義 人 又はこ れ 5 \mathcal{O} 相 続 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 \mathcal{O} 所 在 が 知 n な 1 場 合 に

お

1

て、

市

町

村

長

 \mathcal{O}

証

明

書

に

ょ

り、

当

該

認

可

地

縁

寸

体

が

当

該

認

可

地

縁

寸

体

を

当該

不

動

産

 \mathcal{O}

登

記

名

義

人

とす る 所 有 権 \mathcal{O} 保 存 又 は 移 転 \mathcal{O} 登 記 をす ることを 可 能 とす る 特 例 を設 け るも \mathcal{O} とし、 当 該 特 例 に 必 要な

手 続 を定 め ること。 (新 第 一百 二六十条 の三十八及び 第二百 六十 条 の三十 九 関 係

第六 そ \mathcal{O} 他

そ \mathcal{O} 他 所 要 \mathcal{O} 規 定 0 整 備を行うこと。

第七 施 行 期 日 等

 \mathcal{O} 法 律 は 公布 \mathcal{O} 日 か ら起算して二年 -を超 え ない 範 进 内 12 お いて政令で定める 日 か ら施 行 す ŧ

とすること。 ただ Ļ 第 兀 に 関する規 定に 0 1 7 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 起算 L て六 月 を超 え な 1 範 用 内 12 お 1

て政令で定め る日 か ら、 第三及 び 第 五. に 関 す Ź 規 定に 0 **(**) て は 平 成二十七 年 匝 月 日 か 5 施 行 ける ŧ \mathcal{O}

とすること。(附則第一条関係)

二 第三に関する規定の施行の際現に特例市である市 (指定都市又は中核市に指定された市を除く。 以 下

「施行時特例市」という。)については、 第三に関する規定の施行の 日 から起算して五年を経過する日

までの間は、 人口二十万未満であっても、 中核市として指定することができるものとすること。 (附則

第三条関係)

 \equiv 施行 時 特例 市 に ついては、 関係法律に おいて、 施行時特例 市 が第三に関する規定の施 行 の際 現に 処理

することとされてい る事務を第三に関する規定の施 紀行後に. お () ても引き続き処理することができるよう

経過措置を定めるものとすること。 (附則第三十四条、 第四 十一条、 第四十六条、 第四十八条、 第五

十二条、 第五十五条、 第五十九条、第六十四条、 第六十九条、第七十三条及び第七十五条関係

四 その他所要の経過措置を規定するものとすること。

関係法律について所要の改正を行うこと。

五